

後期高齢者医療保険料の賦課誤りについて

令和2年9月23日に資料によりお知らせしておりました、後期高齢者医療保険料の賦課誤りにつきまして、対象者数などの詳細が判明しましたのでお知らせいたします。

対象となる皆様には、心からお詫び申し上げますとともに、今後チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

記

1 概要

- (1) 後期高齢者医療保険料は、市町村の所得・課税情報を基に福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が賦課決定することから、市町村は、定められた所得・課税情報を広域連合に送ることになっています。今年になってから、本市で送った所得・課税情報から「上場株式配当所得」が漏れていたため、本市の一部被保険者の保険料が過少となりました。
- (2) 原因は、令和元年12月に本市の「後期高齢者医療事務支援システム」の切り替えを行った際、システム運用事業者のプログラム設定ミスにより誤ったデータ抽出となった事、及び本市において事業者から報告された処理内容の確認が不十分であったことにより、広域連合へ送るデータから平成29年（2017年）以降の「上場株式配当所得」が漏れていたことによるものです。

2 経過

- (1) 8月17日（月）：令和2年度後期高齢者医療保険料の決定通知書を発送
- (2) 9月10日（木）：被保険者から、決定通知の保険料額と自分で計算した保険料額に差異があるとの問い合わせを受ける。本市で確認し、「上場株式所得」漏れの可能性を確認
- (3) 9月11日（金）：システム運用事業者へ抽出データの再確認を依頼
- (4) 9月15日（火）：システム運用事業者より、「上場株式配当所得」が漏れていた旨の報告を受け、同日、広域連合に報告
- (5) 9月16日（水）～30日（水）：システム運用事業者にヒアリングを実施するとともにプログラムの修正、確認作業及び本市担当者による確認作業実施
- (6) 9月23日（水）：報道発表（速報）
- (7) 10月2日（金）：広域連合に修正後の所得・課税情報を送信
- (8) 10月7日（水）：広域連合が処理した保険料情報を本市の後期高齢者医療事務支援システムに取り込み、今回の対象者・金額が判明

3 対象者数及び影響額

年度	対象者数	差額の合計	備考
令和元年度分	1名	22,900円	最大 232,100円
令和2年度分	60名	1,610,200円	最小 100円
合計	61名	1,633,100円	平均 26,772円

4 今後の対応

対象となる皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、文書により今回の賦課誤りの経緯をご説明し、お詫びするとともに、変更後の保険料の通知についてもあわせて送付します。

5 再発防止策

今後、システム運用事業者においては、データを作成するプログラム及びその結果についてチェックする体制を強化すること、また、本市においては、成果品について複数での確認を行うなどチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

6 記者会見出席者

郡山市長 しながわ 品川 まさと 万里

郡山市市民部長 さとう 佐藤 なおひろ 直浩

郡山市市民部次長兼国民健康保険課長 きくち 菊地 こういち 幸一

(事務担当) 郡山市市民部国民健康保険課後期高齢者医療係
電話：024-924-2146